

## 『新ひだか町要援護者避難支援プラン』

# ～災害時共助要援護者台帳への登録を～



町では、災害時に自力で避難することが困難な要援護者の皆さまの避難支援を行うため災害が起こる前から要援護者に関する情報を把握し、防災情報の伝達や避難誘導などの支援体制を確立することを目的として「災害時要援護者」の名簿登録を、平成23年度より行います。

後日、町で把握している下記の～の「要援護者対象者」のご自宅へ郵送にて、「登録希望調査票」と「登録申請書」を送付させていただきますので、ご協力をお願いします。

登録を希望される方は、地域の支援者や支援団体などに、個人の情報を提供しても良いという同意が必要となります。

の対象の方、又は文書が届かない方で下記の要件に該当する方は、住民福祉部福祉課又は三石総合支所町民福祉課へご連絡をお願いします。

### 1. 対象となる方

このプランでの「災害時要援護者」とは、在宅の方で、日常的に家族の支援が受けられず、災害が起きたときに、自分一人では避難することや情報を得ることが難しく、避難するために周囲の手助けが必要となる方となります。

#### 災害時要援護者

65歳以上の独り暮らしの方  
70歳以上の高齢者世帯の方  
介護保険の認定が要介護3～5の方  
身体障害者手帳の等級（内部疾患を除く）が1～3級の方  
精神障害者保健福祉手帳の等級が1・2級の方  
療育手帳の程度区分がAの方  
上記～以外の等級で、独り暮らしや重複障がいのある方  
特定疾患の医療費助成認定を受けている方  
上記～のほか、自力での避難が困難な方 など



～以外の方でも、避難するために周囲の手助けが必要な方は、の場合により、登録が受けられます。（例 若年性認知症の方など）

## 2. 災害時共助要援護者台帳の作成

申請により要援護者の登録と地域への情報提供に関する同意が得られた方を「災害時要援護者」として、「災害時共助要援護者台帳」に登録します。

## 3. 個別計画（対象者の計画）の作り方

### 災害時共助要援護者台帳の共有（外部提供）

台帳登録後、地域において、災害時の避難支援・安否確認や個別計画の作成に活用するため、町から自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会などの地域団体へ名簿を提供します。

### 個別計画の作成

町では、災害時共助要援護者台帳に登録された災害時要援護者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会などの関係機関と協議しながら、地域の実情に即した安否確認や避難支援の具体的な方法を検討し、一人ひとりの個別の支援計画（個別計画）を作成します。

台帳に登録したからといって、必ず支援が受けられるとは限りません。今後、各地域で支援体制などが協議され、個別計画を策定していくこととなりますので、ご了承ください。

災害時共助要援護者台帳の登録は、災害時要援護者を地域と行政で共に支え合うための一歩です。避難準備情報や避難勧告が発せられた際に、地域において共助による避難支援体制づくりのため、今後、町では、関係機関と協議しながら、地域の実情に即した避難支援者の人員選定と個別計画の策定に取り組んでいきます。

プランについての説明をご希望する自治会などがございましたら、下記まで、お問合せください。

### 【お問合せ】 新ひだか町

住民福祉部福祉課社会福祉グループ・障がい福祉グループ

0146-43-2111（内線112・151）

三石総合支所町民福祉課福祉グループ

0146-33-2111（内線115）

# 個別計画作成までの進め方

